

島田市告示第 号

島田市芸術文化奨励賞交付要綱（平成17年島田市告示第132の3号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

第6条第3項を次のように改める。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

対 照 表

新 旧 条 文

例規名 島田市芸術文化奨励費交付要綱

新	旧	文
<p>(選考委員会) 第6条 省略 2 省略 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 省略</p>	<p>(選考委員会) 第6条 省略 2 省略 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 省略</p>	文

新	旧	文
<p>(選考委員会) 第6条 省略 2 省略 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。 4 省略</p>		文